附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令第十二条の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書から適用する。

（現に存する開発委託金又は開発委託金回収債権に係る特例）

第三条　この省令の施行の際現に存する国立研究開発法人科学技術振興機構に出資されたものとされる資産のうち開発委託金又は開発委託金回収債権については、この省令による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令第十二条第一項の指定を受けたものとみなす。

（現に存する資産見返運営費交付金に関する特例）

第四条　この省令の施行の際現に存する資産見返運営費交付金（開発委託金の返還又は開発委託金回収債権の償還を受けていない当該開発委託金又は開発委託金回収債権に係る金額を除く）については、運営費交付金債務に振り替えるものとする。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山際大志郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（主務大臣） **第六条**　独立行政法人水資源機構法施行令（以下この条において「機構法施行令」という。）第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	（主務大臣） **第六条**　独立行政法人水資源機構法施行令（以下この条において「機構法施行令」という。）第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

（略）	（略）	（略）
愛知用水三好支線水路緊急対策事業	（略）	（略）
木曽川用水濃尾第二施設改築事業	木曽川用水濃尾第二施設改築事業の対象である施設	農林水産大臣
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
愛知用水三好支線水路緊急対策事業	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。